

第6回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 事項書

日 時：令和2年 5月29日（金）
10時00分～12時00分
方 法：W e b 会 議

- 1 調査
三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について

- 2 その他

選挙区及び定数に関する在り方調査会 運営要綱

改正 令和2年5月12日

(趣旨)

第1条 三重県議会における選挙区及び定数の在り方について調査するため三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第13条第1項の規定により設置された「選挙区及び定数に関する在り方調査会」（以下「調査会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 調査会は、三重県議会における選挙区及び定数の在り方に関することについて、三重県議会議長（以下「議長」という。）の諮問に基づき調査を行い、報告を行うものとする。

(調査会の組織)

第3条 調査会は、委員8名以内で組織する。

2 前項の委員は、議長が委嘱する。

3 座長は、委員の互選により定める。

4 座長が欠けたとき、又は座長に事故あるときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、調査の終了までの間とする。

(座長)

第5条 調査会は、座長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開催される会議は議長が招集する。

2 座長は、調査会の事務を総括する。

3 座長は、必要に応じて、第2条に定める事項に関し、委員以外の者に対し調査会に出席又は映像若しくは音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による参加を求め、必要な説明又は資料の提供を求めることができる。

(定足数)

第6条 調査会は、現に在任する委員の総数の2分の1以上の出席又は映像若しくは音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による参加がなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第7条 調査会は、これを公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

(謝金及び費用弁償)

第8条 委員に対する謝金及び費用弁償は、議長が別に定める。

(事務)

第9条 調査会の事務は、三重県議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、三重県議会基

本条例第13条第3項の規定により議長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月30日から施行する。

選挙区及び定数に関する在り方調査会 委員名簿

(五十音順 (座長を除く)、敬称略)

	氏 名	役 職 等
座長	かな い とし ゆき 金 井 利 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	いそ ざき はつ ひと 磯 崎 初 仁	中央大学法学部教授
委員	いわ さき み き こ 岩 崎 美紀子	筑波大学名誉教授
委員	おお はし まさ はる 大 橋 正 春	弁護士
委員	か とう かず ひこ 加 藤 一 彦	東京経済大学現代法学部教授
委員	たか はし ひで ただ 高 橋 秀 禎	全国都道府県議会議長会事務局次長
委員	たに ぐち なお こ 谷 口 尚 子	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
委員	はら だ ひろ き 原 田 大 樹	京都大学法学系(大学院法学研究科)教授

Web会議の進行について（案）

1 全般

- ① 会議開始時には全員が、カメラをオン（アイコンを黒）、マイクをミュート（アイコンを赤）にした状態にしておく。
- ② 会議開始後、座長の指示により、座長以外はカメラをオフにする。（回線の都合による音声不良を避けるため。）
- ③ 座長は常にカメラをオンにする。（発言者、傍聴者から座長の反応が見える状態にする。）
- ④ チャットは、基本的に使用しない。（傍聴者からはチャットのやりとりがみられないため。）音声不通時などの座長、事務局への連絡手段とする。

2 発言時

- ① 意見がある委員は、カメラとマイクをオンにするとともに、「座長」と発声することで、発言の意思を示す。
- ② 座長は、発言者を指名する際、傍聴者にわかるように、「〇〇委員」と発声する。
- ③ 指名されなかった委員はカメラとマイクをオフにする。座長から指名された発言者はまず名前を名乗り、発言を終える際は「以上で発言を終わります。」等、発言の終了がわかるようにする。